

令和7年2月26日 招 集

令和7年第1回本市議会定例会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1	議第 1 号	令和6年度村山市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について……………	4
2	議第 2号	令和6年度村山市一般会計補正予算（第11号）……………	別冊
3	議第 3号	令和6年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
4	議第 4号	令和6年度村山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
5	議第 5号	令和6年度村山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
6	議第 6号	令和7年度村山市一般会計予算……………	別冊
7	議第 7号	令和7年度村山市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
8	議第 8号	令和7年度村山市財産区特別会計予算……………	別冊
9	議第 9号	令和7年度村山市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
10	議第10号	令和7年度村山市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
11	議第11号	令和7年度村山市水道事業会計予算……………	別冊
12	議第12号	令和7年度村山市下水道事業会計予算……………	別冊
13	議第13号	村山市河川広場の設置及び管理に関する条例について……………	8
14	議第14号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	10
15	議第15号	村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について……………	13
16	議第16号	村山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	16
17	議第17号	村山市市民会館条例の一部を改正する条例について……………	28
18	議第18号	村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	30
19	議第19号	村山市雪室施設条例の一部を改正する条例について……………	32
20	議第20号	村山市故里交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について……………	34

21	議第21号	村山市ふるさとむら研修センター条例を廃止する条例について……………	36
22	議第22号	財産の無償譲渡について……………	37
23	議第23号	市道路線の認定及び廃止について……………	38
24	議第24号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	40
25	議第25号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	41

報 告

報第1号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について……………	42
報第2号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について……………	44
報第3号	損害賠償の額を定めることについての専決処分について……………	46

以上別紙のとおり

令和7年2月26日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第1号

令和6年度村山市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

提案理由

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）を活用した低所得世帯への給付金支給事業に係る予算措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第3号

専決処分書

令和6年度村山市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,511,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和7年1月27日

村山市長 志 布 隆 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		1,885,695	62,316	1,948,011
	2 国庫補助金	889,191	62,316	951,507
歳入合計		18,448,760	62,316	18,511,076

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,478,529	62,316	5,540,845
	1 総務管理費	5,241,378	62,316	5,303,694
歳出合計		18,448,760	62,316	18,511,076

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	低所得世帯物価高騰対策給付金給付事業 (令和6年度分)	62,000

議第13号

村山市河川広場の設置及び管理に関する条例について

村山市河川広場の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市河川広場の設置及び管理に関する条例(案)

(設置)

第1条 水辺空間を市民の憩いの場とし、地域の交流促進に資するため、河川広場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 河川広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三ヶ瀬眺望広場	村山市大字長島字東4番地1
隼の瀬眺望広場	村山市大字富並字川口原4567番地8

(行為の禁止)

第3条 河川広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 河川広場の施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (3) 所定の場所以外に自動車等を乗り入れること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が河川広場の管理上特に支障があると認める行為

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

提案理由

公の施設として、村山市河川広場を設置し、管理を行うためこれを提案する。

議第14号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例（案）

（村山市表彰条例の一部改正）

第1条 村山市表彰条例(昭和35年村山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

第20条の3第1項第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改め、同条第3項第1号中「理由となつた」を「理由となった」に、「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に、「処せられなかつた」を「処せられなかった」に改める。

（村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第3号及び第4号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

第12条の3第1項第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改め、同条第2項第1号中「理由となつた」を「理由となった」に、「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に、「処せられなかつた」を「処せられなかった」に改める。

（村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年村山市条例第4

号)の一部を次のように改正する。

第13条の2第3号及び第4号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

第13条の3第1項第1号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改め、同条第2項第1号中「理由となつた」を「理由となった」に、「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に、「処せられなかつた」を「処せられなかった」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の村山市一般職の職員の給与に関する条例第20条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行うためこれを提案する。

議第15号

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年村山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第2中(24)を(25)とし、(19)から(23)までを(20)から(24)までとし、

「

(18) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母及び子並びに職員と同居する祖父母、孫及び兄弟の負傷又は疾病について、当該負傷又は疾病が付添い看護を必要と認められる場合	一の年において3日(小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員にあっては5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日))以内で必要と認められる期間
---	---

を

」

「

(18) 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び父母並びに職員と同居する祖父母、孫及び兄弟の負傷又は疾病について、当該負傷又は疾病が付添い看護を必要と認められる場合	一の年において3日以内で必要と認められる期間
(19) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断を受けさせること若	一の年において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

に

しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
---	--

」

改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、本市の規定について見直しを行うためこれを提案する。

議第16号

村山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる」を「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条第1項第1号中「この項及び次項」を「この項から第3項まで」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り

下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第22条の2中「から第8条の2まで及び前条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員等の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600
員以外の職員	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400
等	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000
	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200
	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200

9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600
10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200
11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900
12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400
13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300
14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200
15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200
16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000
17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600
18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400
19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100
20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700
21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500
22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900
23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300
24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700
25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100
26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300
27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500
28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600
29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700
30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900
31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100
32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200
33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900
34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600
35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300
36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000
37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600
38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200

39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700
40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100
41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500
42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700
43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000
44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300
45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600
46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900
47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200
48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500
49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800
50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100
51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400
52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700
53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900
54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200
55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500
56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800
57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000
58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300
59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600
60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800
61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000
62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300
63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600
64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800
65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000
66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300
67	254,200	294,600	342,700	383,700	399,500	420,600
68	254,500	295,200	343,300	384,300	399,900	420,800

	69	254, 800	295, 700	343, 800	384, 700	400, 200	421, 000
	70	255, 100	296, 200	344, 400	385, 200	400, 500	421, 300
	71	255, 400	296, 900	344, 900	385, 800	400, 800	421, 600
	72	255, 700	297, 500	345, 500	386, 300	401, 000	421, 800
	73	256, 000	298, 000	345, 800	386, 800	401, 200	422, 000
	74	256, 300	298, 500	346, 300	387, 400	401, 600	
	75	256, 600	298, 900	346, 700	387, 900	401, 900	
	76	256, 900	299, 300	347, 100	388, 200	402, 100	
	77	257, 300	299, 400	347, 500	388, 600	402, 300	
	78	257, 600	299, 700	348, 000	389, 200	402, 600	
	79	257, 900	299, 900	348, 500	389, 600	402, 900	
	80	258, 200	300, 200	349, 000	390, 000	403, 100	
	81	258, 500	300, 400	349, 300	390, 400	403, 300	
	82	258, 800	300, 600	349, 700	390, 900	403, 600	
	83	259, 100	300, 900	350, 200	391, 300	403, 900	
	84	259, 400	301, 100	350, 600	391, 700	404, 100	
	85	259, 700	301, 400	350, 900	392, 000	404, 300	
	86	260, 000	301, 700	351, 300			
	87	260, 300	302, 000	351, 700			
	88	260, 600	302, 300	352, 100			
	89	260, 900	302, 600	352, 300			
	90	261, 200	303, 000	352, 700			
	91	261, 500	303, 300	353, 200			
	92	261, 800	303, 700	353, 600			
	93	262, 100	303, 800	353, 700			
	94		304, 000	354, 200			
	95		304, 400	354, 600			
	96		304, 800	354, 900			
	97		305, 000	355, 200			
	98		305, 300	355, 600			

	99		305, 700	356, 000			
	100		306, 100	356, 400			
	101		306, 300	356, 900			
	102		306, 600	357, 300			
	103		306, 900	357, 700			
	104		307, 200	358, 100			
	105		307, 400	358, 600			
	106		307, 700	359, 000			
	107		308, 000	359, 300			
	108		308, 300	359, 600			
	109		308, 500	360, 100			
	110		308, 900				
	111		309, 400				
	112		309, 700				
	113		309, 800				
	114		310, 100				
	115		310, 400				
	116		310, 800				
	117		311, 000				
	118		311, 200				
	119		311, 500				
	120		311, 800				
	121		312, 200				
	122		312, 400				
	123		312, 700				
	124		313, 000				
	125		313, 300				
定年前再任用 短時間勤務職		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

員		円	円	円	円	円	円
		194, 900	222, 800	264, 000	284, 000	299, 400	325, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員等に適用する。ただし、第23条に規定する者を除く。

(村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第16条の2中「、第5条及び第14条」を削る。

(村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条の2中「にあつては」を「にあつては」に、「に勤務した」を「に勤務をした」に、「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に改める。

第16条の2中「、第5条の2及び第8条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において村山市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給(同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。
- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1

8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23

36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51

64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	

92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

提案理由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、令和7年度から給料表の構造を改定するとともに、扶養手当等の諸手当について見直しを行うためこれを提案する。

議第17号

村山市市民会館条例の一部を改正する条例について

村山市市民会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市市民会館条例の一部を改正する条例（案）

村山市市民会館条例(昭和41年村山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「広場にあつては」を「ホワイエ、ラウンジ及び広場にあつては」に改める。

別表中

「

ホワイエ	1階2階 各々	1日(午前9時から午後9時30分まで) 10,150円	
------	------------	------------------------------------	--

を

」

「

ホワイエ	1階2階 各々	1日(午前9時から午後9時30分まで) 10,150円				
ラウンジ	平日	1,300円	1,800円	1,800円	4,800円	基本使用料 の50%に相 当する額(冷 房のみ)
	土曜日、 日曜日及 び休日	1,800円	2,400円	2,400円	6,200円	

に

」

改める。

別表備考第4項中「ホワイエ」の次に「、ラウンジ」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

村山市民会館の使用に関し、新たに「ラウンジ」について規定するためこれを提案する。

議第18号

村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

村山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第36号」の次に「。次条第1項第3号において「省令」という。」を加える。

第4条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。」を「省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。」に改め、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号に」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000

人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、村山市地域包括支援センターにおける職員配置について、所要の改正を行うためこれを提案する。

議第19号

村山市雪室施設条例の一部を改正する条例について

村山市雪室施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市雪室施設条例の一部を改正する条例（案）

村山市雪室施設条例(平成13年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号中「とき」を「とき。」に改める。

第7条第1号中「農産物」の次に「及び農産加工品」を加え、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「とき」を「とき。」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

雪室施設使用料

品名	単位	利用料金
米及び豆類	1袋あたり	1回につき 600円
ソバ	1袋あたり	1回につき 600円
その他の農産物及び 農産加工品	コンテナ1個あたり	1回につき 400円

備考

- 1 1回の使用が継続して12か月を超える場合は、使用開始日から起算して12か月につき1回の使用料とする。
- 2 コンテナは、その容量が 0.0569m^3 ($0.51\text{m} \times 0.36\text{m} \times 0.31\text{m}$) のものを基本とし、それ以外のもの又はコンテナ未使用の場合は、コンテナの個数換算による。
- 3 1袋とは、米及び豆類は30kg相当、ソバは22.5kg相当とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

村山市雪室施設の維持管理等経費の見直しに伴い、施設使用料を改定するためこれを提案する。

議第20号

村山市故里交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

村山市故里交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市故里交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市故里交流施設の設置及び管理に関する条例（平成10年村山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「前条に掲げる施設」を「別表に掲げる使用目的で故里交流施設「道の駅むらやま」」に改め、「使用する者」の次に「（電気自動車急速充電設備利用者を除く。）」を加える。

第11条に次の1項を加える。

- 2 第9条の規定により指定管理者が施設の管理を行う場合における第3条、第4条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第5条、第12条関係）

区分	使用単位	使用料
物品販売など営利目的の使用	1日	売上高に100分の30を乗じて得た額
広報活動など非営利目的の使用	20平方メートルにつき4時間	1,000円
電気自動車急速充電設備の使用	1回	5分まで275円、以降1分につき55円

備考

- 1 物品販売など営利目的の使用又は広報活動など非営利目的の使用における使用時間又は使用面積が、この表に定める使用単位に満たない場合でも、時間割

計算又は面積割計算は行わない。

- 2 この表において「営利目的」とは、参加料などを含め、金銭を徴収する場合をいう。
- 3 使用者が特別に電気又は水道を使用した場合は、これらの実費相当額を徴収する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

故里交流施設「道の駅むらやま」の使用に関する規定等を整備するためこれを提案する。

議第21号

村山市ふるさとむら研修センター条例を廃止する条例について

村山市ふるさとむら研修センター条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市ふるさとむら研修センター条例を廃止する条例（案）

村山市ふるさとむら研修センター条例(平成4年村山市条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

岩野ふるさとむら研修センターを岩野協力会に譲渡することに伴い、当該施設を廃止するためこれを提案する。

議第22号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 無償譲渡する財産

(1) 建 物

名 称 岩野ふるさとむら研修センター

所 在 村山市大字岩野字中河原772番地6

構 造 木造トタン葺2階建

床面積 259.19平方メートル

(2) 工作物その他

2 無償譲渡の目的

自治公民館として使用するため

3 無償譲渡の相手方

岩野協力会

会長 柏倉 幸雄

提案理由

市が所有する財産を無償で譲渡するためこれを提案する。

議第23号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止を次のとおり行いたいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

1 認定路線

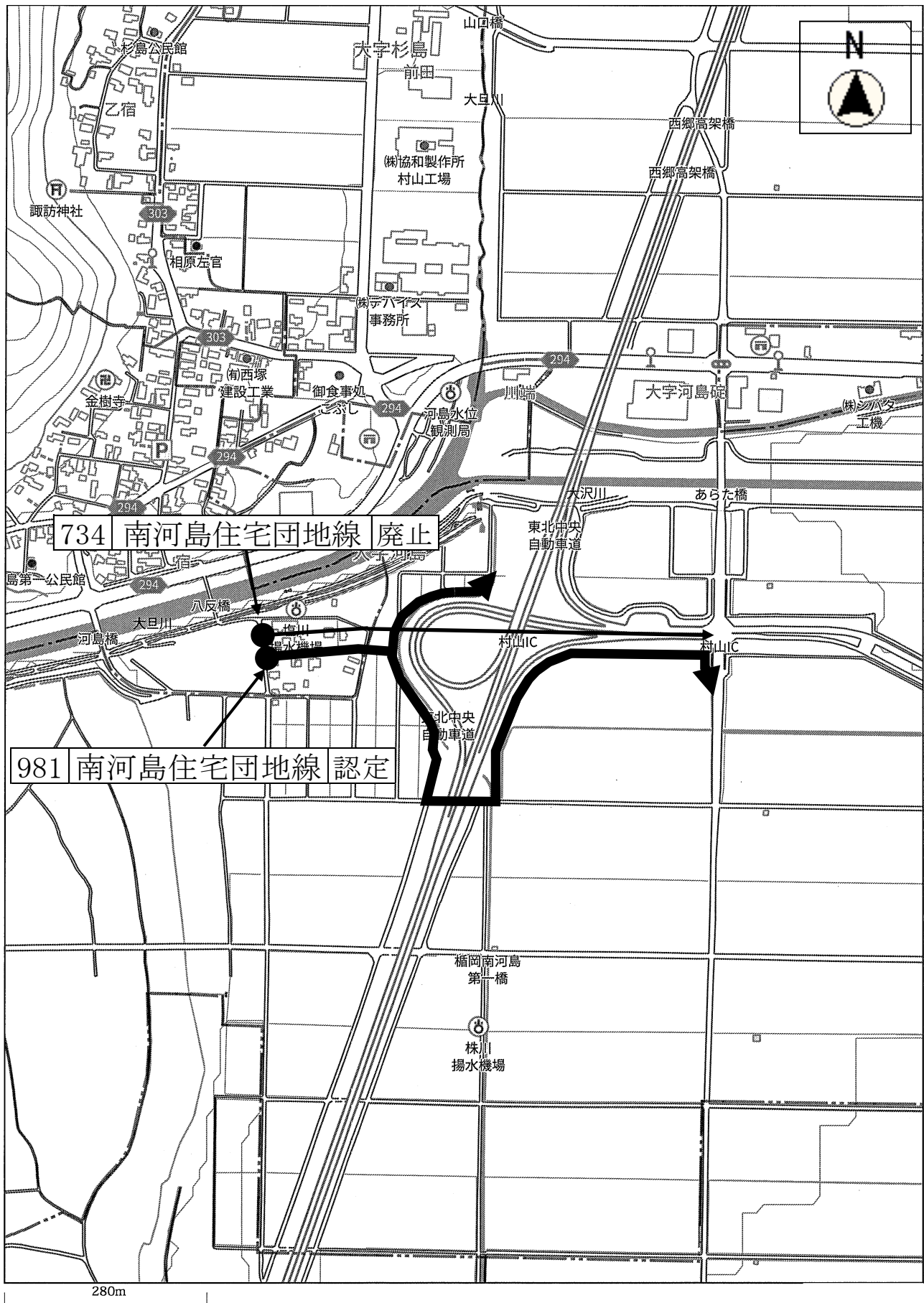
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	参 考
981	南河島住宅団地線	起点	村山市大字河島元塩川字八反稻千原1451番18地先	延長 1,120.0 m
		終点	村山市大字河島字八反203番1地先 村山市大字河島字横石393番1地先	幅員 4.0～6.0 m

2 廃止路線

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	参 考
734	南河島住宅団地線	起点	村山市大字河島元塩川字八反稻千原1451番18地先	延長 604.6 m
		終点	村山市大字河島字横石393番3地先	幅員 3.0～5.5 m

提案理由

東北中央自動車道の開通に伴い、市道の区間見直しを行うためこれを提案する。



議第24号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

村山市楯岡五日町13番23号

小 久 貫 君 代

昭和31年3月21日 生

提案理由

小久貫君代委員は、令和7年6月30日に任期が満了するので、再度推薦するためこれを提案する。

議第25号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

村山市中央二丁目5番9号

今 野 英 理 子

昭和33年8月5日 生

提案理由

今野英理子委員は、令和7年6月30日に任期が満了するので、再度推薦するためこれを提案する。

報第1号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第8号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月20日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和6年11月29日、県道において、車両通過時に水道配水管の仕切弁の蓋が外れて跳ね上がり、車両が破損したものの。

2 損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は相手方に対し、104,720円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。

報第2号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第1号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和6年11月23日、県道において、車両通過時に水道配水管の仕切弁の蓋が外れて跳ね上がり、車両が破損したものの。

2 損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は相手方に対し、54,210円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。

報第3号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第2号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月15日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和6年12月10日、市道において、車両通過時に水路上のグレーチングが跳ね上がり、車両が破損したものの。

2 損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は相手方に対し、29,733円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。